

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

令和六年春闘結果での賃上げ率は三十三年ぶりの定昇込み五%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定昇込み四%台に留まり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷している。そのことは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していない状況にあり、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にある。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一歩を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければなりません。

さらには、人手不足を補うため雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働など問題を解消すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策と考えます。

よって、相馬市議会は福島県の一層の発展をはかるため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について強く要望いたします。

記

一．福島県最低賃金を速やかに時給一〇〇〇円に到達させること。

特に、国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引き上げは継続する必要がある。また、新総理の所信表明演説における二〇二〇年代に全国平均を一五〇〇円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めていただきたい。

二、中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含め、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた「取引の適正化」の定着に向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促されたい。

三、最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

四、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

五、最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第九十
四号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の検討を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年三月十九日

相馬市議会議長 高玉 良一

内閣総理大臣

厚生労働大臣 様

福島労働局長